

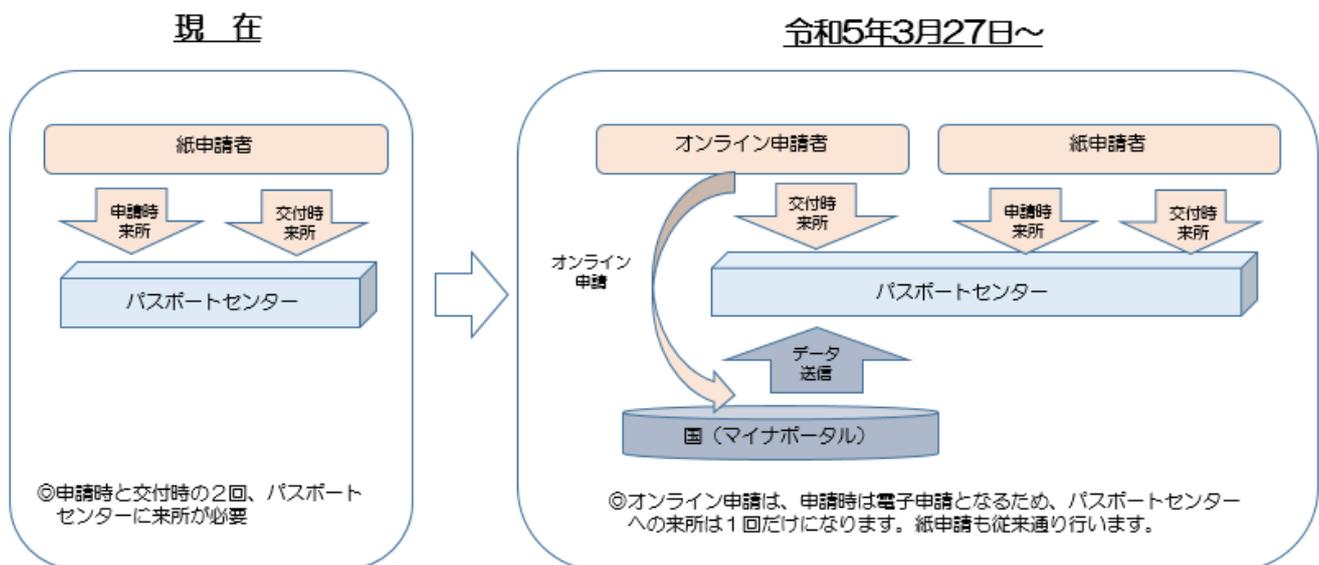
パスポート申請手続きの一部オンライン化の開始等について

1 趣旨

令和4年4月に旅券（パスポート）の電子申請等の実施を内容とする「旅券法の一部を改正する法律」が公布され、令和5年3月27日から施行されます。これにより全国一斉に旅券の発給手続きの一部がオンライン化され、横浜市もこれに対応します。

2 オンライン化される申請手続き

旅券の残りの有効期間が1年未満で新たな旅券の発給を申請する、いわゆる「切替申請」について、オンライン申請が可能になります。その場合、パソコンやスマートフォンからマイナポータルを通じて、時間や場所を問わずオンライン申請が可能となり、基本的には申請時のパスポートセンターへの来所が不要となります。（交付時には、本人確認等のためパスポートセンターへの来所が必要です。）



3 オンライン化に向けたパスポートセンターの対応

オンライン化開始により、従来の紙申請と電子申請では旅券の受取手順が一部異なるようになります。そこで受取（交付）窓口での混乱が生じないように、レイアウト変更を行います。また、オンライン化に必要な LAN 配線工事やオンライン申請審査用端末の整備等についても着実に進めています。

4 今後の旅券申請オンライン化の予定

国から詳細な実施時期・方法等については示されていませんが、①手数料のクレジットカードによる支払い、②新規申請等のオンライン申請などが、今後、段階的に導入される予定です。

5 旅券法一部改正に伴うその他の主な変更点

(1) 査証欄（ビザページ）の増補の廃止

旅券の国際的な信頼性向上を目的として、旅券の査証欄の増補（査証欄のページが足りなくなった場合、ページを追加して貼り付けるもの）は廃止されます。今後、旅券の査証欄に余白がなくなった時は、(1)「残存有効期間同一旅券」、又は、(2)新たな旅券の発給申請をしていただくことになります。



※査証欄が増補されたパスポート（現行）

【参考：上記手数料】

（現 行） 2,500 円（増補）

（改正後） 6,000 円（残存有効期間同一旅券）

※切替新規で申請する場合の手数は、11,000 円（有効期間 5 年）又は 16,000 円（有効期間 10 年）となります。

(2) 旅券発行後 6 か月以内に受領せず、再度旅券を申請する場合の手数料

旅券を申請したものの、発行後 6 か月以内に受領せずに当該旅券が失効した場合で、失効後 5 年以内に再度旅券を申請する場合は、手数料 6,000 円が加算されます。

この取扱いは、令和 5 年 3 月 27 日以降に申請した旅券が未交付のまま失効した場合に適用されます。

(3) 戸籍謄本の提出

旅券申請の際に戸籍の確認が必要な方については、これまで「戸籍謄本」又は「戸籍抄本」のいずれか一つの提出が必要でしたが、今後は「戸籍抄本」での受付はできなくなり、「戸籍謄本」の提出が必要となります。

